

カジノ管理委員会第17回会議の開催状況

第1 日時、場所及び出席者

1 日時

令和2年6月25日 10時30分～11時40分

2 場所

カジノ管理委員会 12階大会議室

3 出席者

○北村委員長、氏兼委員、渡委員、遠藤委員、樋口委員

○徳永事務局長、並木次長、徳田総務企画部長、堀監督調査部長、住友監督総括課長（議事担当課）

第2 要旨

1 議決事項

なし。

2 その他の案件

(1) カジノ事業等の規制（内部管理関係）について

監督調査部長より、カジノ事業等の規制（内部管理関係）について説明があり、主に以下の点について検討した。

・定款の審査の基準（下記、IR整備法第四十一条参照）

（免許の基準等）

第四十一条 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請があったときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

十一 定款及び第五十三条第一項の業務方法書の規定が、法令に適合し、かつ、カジノ事業を適正に遂行するために十分なものであること。

・定款の変更認可の申請（下記、第五十二条参照）

（定款）

第五十二条 カジノ事業者は、定款の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。

2 カジノ管理委員会は、前項の認可の申請があったときは、当該申請が定款に係る第四十一条第一項第十一号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

・ **業務方法書の審査の基準（下記、第四十一条参照）**

（免許の基準等）

第四十一条 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請があったときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

十一 定款及び第五十三条第一項の業務方法書の規定が、法令に適合し、かつ、カジノ事業を適正に遂行するために十分なものであること。

・ **業務方法書に記載しなければならない事項（下記、第五十三条第一項参照）**

（業務方法書）

第五十三条 業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 カジノ行為業務及びこれに附帯する業務に関し、カジノ行為の種類及び方法に関する事項（賭金額、払戻率その他のカジノ行為に関する事項を含む。）、顧客に対する情報提供の方法に関する事項、カジノ行為が公平かつ公正に行われることを確保するための措置に関する事項、顧客のカジノ行為への誘引のための措置に関する事項並びに広告及び勧誘に関する事項
- 二 第七十条第一項の確認に関する事項
- 三 第一百条第一項の措置に関する事項
- 四 第一百一十一条第一項の措置に関する事項
- 五 特定金融業務を行おうとするときは、その種別及び内容に関する事項
- 六 カジノ行為区画内関連業務を行おうとするときは、その種別及び内容に関する事項
- 七 カジノ事業者が行う業務（カジノ業務及びカジノ行為区画内関連業務以外の設置運営事業に係る業務を含む。以下同じ。）の執行が法令に適合することを確保するための体制その他当該カジノ事業者が行う業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
- 八 カジノ事業者が行う業務の会計に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

・ **業務方法書の変更認可の申請（下記、第五十三条第二項参照）**

（業務方法書）

第五十三条

- 2 前条の規定は、業務方法書の変更について準用する。

・ **内部管理のためのその他の措置（下記、第七十二条第一項等参照）**

（入場規制等に係る規定の遵守のための措置）

第七十二条 カジノ事業者は、前三条の規定を遵守するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 前三条の規定の遵守のための従業者に対する教育訓練の実施
- 二 前三条の規定の遵守のための行為準則の作成
- 三 前三条の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任
- 四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める措置

・ **行為準則の作成（変更）時の届出（下記、第七十二条第二項等参照）**

（入場規制等に係る規定の遵守のための措置）

第七十二条

- 2 カジノ事業者は、前項第二号の行為準則を作成したときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、カジノ管理委員会に届け出なければならない。 届け出た行為準則の内容を変更したときも、同様とする。

（２）カジノ事業等の規制（カジノ施設利用約款関係）について

監督調査部長より、カジノ事業等の規制（カジノ施設利用約款関係）について説明があり、主に以下の点について検討した。

・ **カジノ施設利用約款の審査の基準（下記、第四十一条第一項第十二号参照）**

（免許の基準等）

第四十一条 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請があったときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 十二 第五十四条第一項のカジノ施設利用約款が、法令に適合し、かつ、カジノ管理委員会規則で定める基準に適合するものであること。

・ **カジノ施設利用約款に記載しなければならない事項（下記、第五十四条第一項参照）**

（カジノ施設利用約款）

第五十四条 カジノ施設利用約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 カジノ施設の利用に関する事項（第六十八条第一項第一号及び第二号に掲げるカジノ施設の利用を制限する措置に関する事項を含む。）
- 二 カジノ行為の種類及び方法に関する事項（賭金額、払戻率その他のカジノ行為に関する事項を含む。）
- 三 特定金融業務に関する事項
- 四 取引時確認（犯罪収益移転防止法第四条第六項に規定する取引時確認をいう。第五十六条第一項第一号において同じ。）及び第四百四条各項の措置に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

・ **カジノ施設利用約款の変更認可の申請方法（下記、第五十四条第二項参照）**

（カジノ施設利用約款）

第五十四条

- 2 第五十二条の規定は、カジノ施設利用約款の変更について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十一条第一項第十一号」とあるのは、「第四十一条第一項第十二号」と読み替えるものとする。

・ **カジノ施設利用約款の内容の顧客への提供（下記、第六十五条第二項参照）**

（約款に基づく契約の締結）

第六十五条 カジノ事業者は、顧客にカジノ施設を利用させるときは、カジノ施設利用約款（第四十条第一項の申請書に添付されたもの（第五十四条第二項において準用する第五十二条第一項の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの）に限る。次項及び第九十四条において同じ。）に基づいて、これをしなければならない。

- 2 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ施設利用約款の内容を顧客に提供しなければならない。

以上